

平成23年度税制改正への対応について

1 改正の背景

平成23年度税制改正については、平成23年6月22日に改正事項の一部が成立しましたが、残余については、引き続き審議されていたところです。

また、同時に東日本大震災の被災者の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた税制面からの取組についても審議が進められていたところです。

今般、同年11月30日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、同年12月7日に「地方税法の一部を改正する法律」がそれぞれ成立したことにより、地方税法が改正されましたことから、津市市税条例において所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の主な内容

(1) 個人市民税における均等割の税率の改定（公布の日から施行）

平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税の均等割の税率を次のように引き上げます。

改定後	現行
3,500円	3,000円

(2) 個人市民税における退職所得に係る税額控除の廃止（平成25年1月1日から施行）

退職所得の分離課税に係る所得割について、所得割の額から10%に相当する額を控除する措置を廃止します。

(3) 市たばこ税の税率の改定（平成25年4月1日から施行）

法人実効税率の引き下げによる都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することから、市たばこ税の税率を引き上げます。

改定後	現行
旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき5,262円	旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき4,618円

旧3級品の製造たばこ 1,000本につき2,495円	旧3級品の製造たばこ 1,000本につき2,190円
-------------------------------	-------------------------------

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

3 今後の対応

津市市税条例の一部の改正についての議案を平成24年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。